

平成 30 年度吉賀町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

吉賀町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）※第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

※第 9 条第 1 項 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2. 適用範囲

この方針は、吉賀町の全機関を対象とする。

3. 調達する物品等及びその目標

本町が施設等から調達する物品及び役務の目標は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば、対象とする。

区分	目標金額	品目等の例
物品	55 千円	お茶、お菓子 等
役務	1,050 千円	広報封入、清掃作業 等
計	1,105 千円	

4. 調達の実施

施設等から調達する物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮する。

5. 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後に町のホームページ等を通じて公表する。

6. 担当窓口

本方針の担当窓口は、吉賀町福祉事務所とする。

7. その他

(1) 業務委託先等における配慮

町と業務委託契約（指定管理委託契約を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(2) 職員の私的購入等における配慮

庁舎内での施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がける。

（参考）対象となる施設等（法第2条第4項）

- 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 障害福祉サービス事業所（同上）
- 地域活動支援センター、小規模作業所
- 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所
- 在宅就業障害者、在宅就業支援団体